

長野県松川村議会

(事績 1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

平成 27 年 12 月に制定した「松川村議会基本条例」に基づき、議員研修会や議員打ち合わせ会等を開催し、議員の政策形成能力の向上や監視機能の強化に努めている。

1 意見書提出権の積極的な活用

内閣総理大臣、国会等に対して積極的に意見書を提出しており、令和 3 年度は、9 月定例会において「コロナ禍による厳しい財政状況に対処するために地方税財源の充実を求める意見書」及び「町村議会議員報酬の基準の明示及び地方財政措置を求める意見書」、12 月定例会において「防災、減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書」の 3 件を採択し、議会の意思を表明している。

2 議会打ち合わせ会・政策討論会の開催

その時々課題の共有、検討を行うための議会打ち合わせ会を月に 1 回以上開催しており、村の施策の説明や議員発議の意見書の調整、村からの報告事項、各地域の出来事など、柔軟に議題を設定し、期数や性別・年齢等に関係なく議員同士の自由な議論が行われている。

また、議員提案の議題について議員間で討論する政策討論会を開催し、議員の政策形成能力の向上に努めている。近年は「村内の通学路の危険箇所について」、「村内の文化財保護について」、「議員の無投票当選について」など、議題は多岐にわたっており、検討結果を首長に提言している。

3 他議会との合同研修会の開催

年に 1 度、近隣町村議会と合同での研修会を開催しており、議員が研鑽を積むとともに、相互の情報交換を行っている。

(事績 2) 住民に開かれた議会

村民からの負託にこたえるべく議会改革に取り組む中、多様な民意の把握に努めるとともに村民との対話を重ね、より住民に開かれた議会を目指し、活動を続けている。

1 定例会報告会の開催

これまでは、年に1回程度、村民と議員との懇談会を開催していたが、より多くの方に議会活動に対する興味・関心を持っていただくよう、それまで年1回程度の開催であった村民と議員との懇談会を、令和4年6月からは年4回の定例会毎の開催とし、村民との対話の機会を増やしている。

また、懇談会の内容も、特定の案件の意見交換に絞っていたものを、各定例会の議案審議報告、請願・陳情報告、一般質問報告など、幅広い内容についての意見交換としたことで、村民の率直で多様な意見を把握することができるようになった。

また、令和4年6月定例会報告会では議会活性化についてのアンケートを実施しており、今後の議会活動に活かしていくこととしている。

2 村内中学生に対する議員による出前授業の実施

村の将来を担う子どもたちが自分の村や村政に対して興味を持ち、より住み良い村の実現を考えていくきっかけとするため、平成30年度から議会が主体となり、議員が中学校に出向いて生徒の質問に答える出前授業を実施している。

3 議会だよりの発行

議会の活動状況を広く住民に周知し、かつ、住民と議会との懸け橋となる議会報「こんにちは！議会です」を年4回発行し、全戸配布している。議会報常任委員会5名で企画・原稿の作成・取材等を担い、担当議員の責任の下で作成している。

より村民の関心を引く誌面となるよう、全国町村議会議長会や長野県町村議会議長会の広報研修会等に参加し、誌面づくりに関する資質向上を図っている。

4 動画配信サイトを利用した議会のライブ中継の配信

平成23年12月議会から議会本会議のインターネット上でのライブ配信を開始し、より多くの住民に視聴いただくため、議会報での視聴方法の説明やQRコードを掲載するなどの取り組みをしている。令和3年度は1,500回程の視聴回数であった。

5 傍聴しやすい環境整備

平成元年の役場庁舎新設時から、議場傍聴席には車椅子が入ることのできるスペース、階段には昇降機を設けており、身体に障害を持つ方にも傍聴しやすい環境を整えている。